

産業構造審議会 地域経済産業分科会

工場立地法検討小委員会
ヒアリング資料

‘07年3月13日(火)
石油化学工業協会

事例 1

A社ではM製品をX事業所内のMプラントで製造していたが、市場が拡大したためこのMプラントを廃棄し、大型プラントの建設を計画したが、X事業所の緑地面積が不足し、又隣接の新たな緑地の手当てが難航した為、他県にあるA社のY事業所で大型Mプラントを建設し、X事業所内の旧Mプラントを廃棄した。

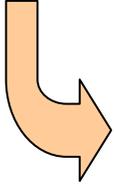
X事業所のMプラント跡地は未利用のままとなっており、又プラント廃棄によりMプラントの従業員は配置転換あるいは退職することになった。

- ①事業所の生産高減少による事業所の経営効率低下
 - ②事業所間接コストの増加による競争力低下
 - ③雇用機会の減少
- 等により事業所の存続問題にまで発展する恐れあり。

工業専用地域における隣接緑地面積率の弾力的運用が可能になればプラントの新增設の可能性が上がり地域経済の活性化につながる。

事例 2

B社のY事業所ではここで製造した原料を使用したLプラントの増設を計画していた。800m離れた社宅地区には一般にも開放しているグラウンド・テニスコートを保有しており、この環境施設を緑地に加算できれば増設に伴う緑地面積が確保されるが、認められないためやむなく他県にあるZ事業所で増設をおこなった。



原料をY事業所からZ事業所へ輸送することになり、

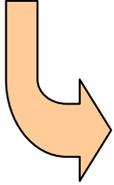
- ①輸送によるCO₂及び排ガス量の増加
- ②輸送に伴う物流コスト増加により製造コストの増加
- ③雇用拡大の機会喪失

を余儀なくされた。

一般に開放されているこのような環境施設は、これを利用する地域住民の工場に対する心理的ストレスの緩和に寄与しており、隣接・飛び地の如何に係わらず緑地と同等の取扱をすることにより、プラントの新增設の可能性が上がり地域経済の活性化につながる。

事例 3

C社のS事業所内にここで製造されたプラスチックの成型加工のクリーンルーム工場を新たに設置する計画したが、S事業所の緑地面積が不足し、S事業所の近隣に緑地の手当てが出来ず、やむなくC社のT事業所(他県)に設置するよう計画変更を行った。



原料であるプラスチックを
S事業所からT事業所へ輸送することになり、

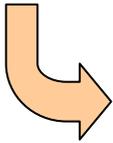
- ①輸送によるCO₂及び排ガス量の増加
- ②輸送に伴う物流コスト増加により製造コストの増加
- ③雇用拡大の機会喪失

を余儀なくされた。

クリーンルーム工場は化学プラントとは異なり、環境負荷も小さく、研究所と同等である為、また、建築基準法の建蔽率の適用も受けているため、立地法における「生産施設」の適用除外にすべきであり、これにより、この種の設備の新增設の可能性が上がり地域経済の活性化につながる。

事例 4

D社は自社の事業所では生産施設用地が不足する為、他社のV事業所内に生産施設用地を確保し、新規誘導品の建設を計画したが、V事業所の隣接に緑地の確保が困難であったため、計画を断念した。



新規誘導品の市場投入が遅れた為、D社は事業参入そのものを断念した。

工業専用地域における生産施設面積率の弾力的運用が可能になればプラントの新增設の可能性が上がり、地域経済の活性化につながる。